
町内会・自治会お役立ち情報

住みよいまちを！
まちづくりの主役は わたしたち市民です！



この冊子は、市民の皆さまから実際に寄せられた質問をもとに作成しました。町内会・自治会活動にぜひお役立てください。

令和8年(2026年)4月

広島市

目 次



1 地域活動に役立つ助成制度等について

- ◆ 質問①：まちづくり活動を始めたいのですが、何から始めたらよいですか？…………… 1
- ◆ 質問②：安心して町内会等の活動に取り組めるよう、市民活動保険制度について教えてください。…………… 2
- ◆ 質問③：町内会・自治会行事の盛り上げ役や講師を紹介してもらえませんか？…………… 3
- ◆ 質問④：地域コミュニティを活性化させるために新たな活動を行いたいのですが、広島市で何か支援がありますか？…………… 4
- ◆ 質問⑤：地域の空き家を、地域住民の活動・交流の場として活用したいと考えていますが、広島市で何か支援がありますか？…………… 7
- ◆ 質問⑥：地域を花や緑で明るく華やかにしたいので、公園や道路の一角に花壇をつくりたいのですが、どこに相談すればよいですか？…………… 8
- ◆ 質問⑦：地域で集会所をつくりたいのですが、広島市の補助を受けることはできますか？…………… 9
- ◆ 質問⑧：ごみステーションがカラスなどの被害にあっています。広島市にはごみステーションの管理に対する支援制度はありますか？…………… 10
- ◆ 質問⑨：落書きが目立ってきたので、みんなで協力して消そうと思うのですが、広島市で何か支援がありますか？…………… 11
- ◆ 質問⑩：広島市の助成制度について、どのようなものがあるのか知っておきたいのですが、これらをまとめたもの（一覧表）はありませんか？…………… 11

2 町内会・自治会の加入促進について

- ◆ 質問⑪：町内会・自治会の加入率低下の問題に対して、広島市ではどのような取組を行っているのですか？…………… 12
- ◆ 質問⑫：町内会の加入率が下がって困っています。未加入世帯に加入をお願いしたいのですが、何かよい方法はないですか？…………… 14
- ◆ 質問⑬：外国の方にも町内会・自治会に入ってもらいたいのですが、何かよい配付物はありませんか？…………… 14

3 パソコン・インターネットの活用と地域のホームページについて

- ◆ 質問⑭：パソコンを使って、会報やイベントのチラシをつくりたいのですが、家にはパソコンがないし、操作方法も分かりません。また、インターネットってよく分からないのですが……。…………… 15
- ◆ 質問⑮：町内会のホームページをつくりたいのですが、どこに相談すればよいですか？ …… 15

- ◆ 質問⑩：役員同士の連絡方法として、グループ LINE やリモート会議を導入したいのですが、操作方法が分かりません。
町内会・自治会の運営における ICT の活用方法を教えてください。 … 18

4 町内会・自治会の法人化について

- ◆ 質問⑪：町内会の名義で、土地や建物を取得することはできますか？…………… 19
- ◆ 質問⑫：町内会・自治会が法人化（認可地縁団体へ移行）すると、どのようなメリットがありますか？…………… 20

5 その他困りごと相談

- ◆ 質問⑬：町内会の設立について、よく分からないので教えてもらえませんか？…………… 22
- ◆ 質問⑭：町内会の会則（規約）をつくりたい（見直したい）のですが、よい見本はありませんか？…………… 23
- ◆ 質問⑮：会計事務について、何から手をつけてよいのか分からないのですが、マニュアルのようなものはありますか？…………… 23
- ◆ 質問⑯：町内会で会員名簿を作成するのですが、気をつけることはありますか？… 24
- ◆ 質問⑰：住民の方に町内会や地域への関心を高めてもらうために、何かよい取組はありませんか？…………… 25
- ◆ 質問⑱：町内会で古紙や空き缶等の回収を行って、活動資金を得たという話を聞きました。自分の町内会でもやってみたいのですが、どこに相談すればよいですか？ …………… 26
- ◆ 質問⑲：街路灯（電柱）の球が切れていたり、道路に穴が開いているのを見つけたときは、どこに連絡すればよいですか？…………… 27
- ◆ 質問⑳：選挙区内の政治家から、町内会の運動会に飲食物の差入れがあった場合、受け取ってもよいのでしょうか？…………… 28
- ◆ 質問㉑：特定の政党への寄附金を町内会費から支出することができますか？…………… 28
- ◆ 質問㉒：町内会と宗教の関係性について教えてもらえませんか？…………… 29

（資料編）

- 資料① 地域活動に役立つ主な助成制度等…………… 30
- 資料② 公民館のお問合せ先一覧…………… 34
- 資料③ 会則（規約）について…………… 36

1 地域活動に役立つ助成制度等について

[質問①]

まちづくり活動を始めたいのですが、何から始めたらよいですか？

広島市では、「各区役所地域起こし推進課」の中に「まちづくり支援センター」を設置し、住民主体のまちづくりを支援しています。



この「まちづくり支援センター」では、まちづくりに関する相談に対し、助言や情報提供、関係機関の紹介のほか、まちづくり人材育成講座の開催、まちづくり活動に必要な物品の無償貸出などの支援を行っています。

まずは「まちづくり支援センター」にお気軽にご相談ください。

お問合せ先：各区役所地域起こし推進課（まちづくり支援センター）
（電話番号は30ページ参照）

区の魅力と活力向上推進事業に取り組んでいます！

地域特性を生かした個性豊かで魅力と活力のあるまちづくりを推進するため、区役所の地域起こし推進課（まちづくり支援センター）が中心となって、まちづくり活動への補助金の交付（※）や、事業の共同実施、物品の提供など、それぞれの活動に適した方法で、地域の皆さんの主体的なまちづくり活動を支援しています。



※ 区の魅力と活力向上推進事業補助金

この事業の取組の一つとして、各区役所が設定したテーマに基づき、皆さんが自ら行うまちづくり活動を広く募集し、選ばれた活動に補助金を交付する制度を設けています。詳細については「各区役所地域起こし推進課（まちづくり支援センター）」へお問い合わせください。

[質問②]

安心して町内会等の活動に取り組めるよう、市民活動保険制度について教えてください。

広島市では、市が保険料を負担し、活動を行う市民の皆さんの傷害事故、賠償事故を対象とする市民活動保険制度を整えて、その活動を支援しています。



市民の方は、保険料の支払いや事前登録の必要はありません。

事故発生後に、会則・事業計画・名簿等を提出していただき、保険の対象になるかどうかの審査を行います。審査の結果、保険の対象にならない場合もあります。また、危険度の高い活動（チェーンソーによる伐採や高所での枝打ち作業等）は対象となりませんので、ご心配であれば、事前にお問い合わせください。

お問合せ先：各区役所地域起こし推進課
(電話番号は30ページ参照)

市民活動保険Q&A



- Q 1. 町内会主催の運動会で競技中に転倒し、けがをしました。この場合は対象になりますか。
- A 1. 対象となりません。運動会での準備、進行補助、片付けなど運営のための活動は対象となりますが、スポーツ活動や文化活動での競技者、演技者、観覧者などは対象外となります。
- Q 2. 自動車で、高齢者や体の不自由な方を病院に送迎するボランティア中に交通事故にあいました。この場合は対象になりますか。
- A 2. 自動車を運転している方は市民活動を行う方なので、この方がけがをされた場合は、傷害保険の対象になります。しかしながら、同乗されていた高齢者や体の不自由な方がけがをされた場合、また、他の車両等に損害を与えた場合は、賠償責任保険の対象となりません。

無理のない活動をこころがけましょう

近年、市民活動中の事故が増加しています。

長期間の入院や通院が必要となったり、後遺傷害が残るけがや、草刈り機の飛び石による家屋や自動車の破損などの重大事故も発生しています。

市民活動を行う際には、何よりも事故やけがのないよう、より一層ご注意ください。

[質問③]

町内会・自治会行事の盛り上げ役や講師を紹介してもらえますか？

広島市では合人社ウェンディひと・まちプラザ（広島市まちづくり市民交流プラザ）の「まちづくりボランティア人材バンク」を通して、あなたの地域にあったボランティアや専門家を紹介します。



1 まちづくりの達人を紹介してほしい

町内会・自治会が実施する講演会の講師やイベントの盛り上げ役などを紹介してほしい方は、こちらへお問い合わせください。

（まちづくりボランティア人材バンク TEL：082-545-3911）

相談後、紹介してほしい人が見つかったら、まちづくり市民交流プラザへ「紹介申込書」を提出してください。

※ 謝礼金は不要ですが、交通費、資料代、材料費などの実費はご負担いただきます。

※ 政治、宗教、営利目的や個人の依頼、または、長期継続プログラムにはお応えできません。

【人材バンク紹介申込書】

http://www.cf.city.hiroshima.jp/m-plaza/pdf/shoukai_e.xls

2 まちづくりの達人として登録したい

あなたの技術、資格、専門知識などを生かして、町内会・自治会が行うイベントなどの地域活動の役に立ちたいと思われる方は、こちらへお問い合わせください。

（まちづくりボランティア人材バンク TEL：082-545-3911）

※ 住所、電話番号（ファクス番号も）などは非公開です。連絡調整はまちづくり市民交流プラザが行います。

※ 登録された方は、活動に際して「広島市市民活動保険」が適用になります。

【人材バンク登録申込書】

http://www.cf.city.hiroshima.jp/m-plaza/pdf/touroku_e.xlsx

[質問④]

地域コミュニティを活性化させるために新たな活動を行いたいのですが、広島市で何か支援がありますか？

1 住宅団地における住替え促進事業

住宅団地の自治組織等が、空き家又は空き家の除却後の敷地を活用して子育て世帯の住替えを促進するための取組を行う場合に、空き家のリフォーム費や除却工事費、入居者の家賃の一部を補助します。

【補助対象団地】

市がとりまとめた「住宅団地の活性化に向けて」において調査対象とした 169 の住宅団地

【補助対象建築物】

町内会などの自治組織等が作成する空き家等活用計画書に記載されたもの

【補助金額など】

| 区分 | 補助率 | 補助限度額 |
|-------------|-----------------|-----------|
| ア. リフォーム費補助 | 改修経費の 2 分の 1 以内 | 50 万円/戸 |
| イ. 除却工事費補助 | 除却経費の 2 分の 1 以内 | 50 万円/戸 |
| ウ. 家賃補助(※) | 家賃の 2 分の 1 以内 | 2 万円/月・世帯 |

【対象者】

- ア. 空き家の所有者・空き家への入居者、
- イ. 空き家の所有者
- ウ. 空き家への入居者

※申請方法や募集期間等の詳細については、市ホームページでご確認ください。

《住宅団地の活性化に関する資料》

住宅団地の活性化に関する資料を市ホームページに掲載していますので、活動の参考にしてください。

・「住宅団地の活性化に向けて」

地元の実情などを把握した団地住民の皆さんの意見を取り入れながら、住宅団地活性化に向けた総合的な対策について検討し、市としての方針を取りまとめたものです。



・「住宅団地活性化ハンドブック」

地域課題の把握の手法の提案や広島市内における身近な事例、取組を実際に行っている方々の体験談等を集めて掲載したものです。



お問合せ先：都市整備局住宅政策課

TEL 082-504-2292

2 公園活用による地域コミュニティ活性化支援事業（小さなエリアマネジメント）

住民主体のにぎわいづくりの活性化と地域活動の財源確保による地域コミュニティの活性化を図ることを目的に、一定の条件を定めた上で街区公園等の利用に関する規制を緩和し、住民主体のまちづくり活動を支援します。

【規制緩和の内容】

- ①物品販売等を主目的とする営利活動の実施
（例：バザー、産直市、グルメフェア etc.）
- ②自動販売機の設置
（例：清涼飲料水の自動販売機）
- ③公園改良の提案
（例：芝生やウッドデッキの整備 etc.）

※これらの活動にかかる公園使用料等を免除します。



【対象場所】 町内会等の区域内にある街区公園等

【対象者】 町内会・自治会、連合町内会・自治会、地区・学区社会福祉協議会、ひろしまLMO など

【制度活用の条件】

- ・住民主体のまちづくり活動として、地域のにぎわいづくりのために行うこと
- ・本制度に基づく活動により、町内会等が得る収益の全てを、町内会等の活動費に充てること
- ・近隣・地域住民の同意を得ていること

※その他、規制緩和の内容により各種要件があります。



※申請要件や申請方法など、詳細については市ホームページでご確認ください。

お問合せ先：各区役所地域起こし推進課・維持管理課
まずは、地域起こし推進課へご相談ください。
（電話番号は30ページ参照）

3 広島広域都市圏交流活動促進事業

公共交通の利用促進及び地域コミュニティの活性化を図るため、広島広域都市圏（※1）内で活動する地域団体が、団体間の交流やイベント出展、地域資源の視察等で公共交通を利用する際の経費を補助します。

また、広島広域都市圏と松山圏域（※2）との相互連携の開始に伴い、令和7年4月から、松山圏域内を目的地とする活動も補助対象としています。

- ※1 広島広域都市圏：広島県、山口県、島根県の3県にまたがる以下の33市町で構成する圏域
 広島県：広島市、呉市、竹原市、三原市、三次市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町
 山口県：岩国市、柳井市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町
 島根県：浜田市、出雲市、益田市、飯南町、川本町、美郷町、邑南町、吉賀町

- ※2 松山圏域：愛媛県松山市と近隣5市町（伊予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町）で形成する圏域

【対象団体】

広島広域都市圏内に所在する地域活動団体（町内会・自治会、地区社会福祉協議会、広島型地域運営組織「ひろしまLMO」、子ども会、老人クラブなど）、広島広域都市圏内に所在する産業関連団体 ※ 呉市に所在する団体を除く

【対象となる事業】

| | | |
|------|-------------------------------------|---|
| 交流事業 | 団体交流型 | 対象団体同士が広島広域都市圏や松山圏域内において交流する事業 |
| | イベント出展型 | 対象団体が広島広域都市圏や松山圏域内において開催されるイベント等に出展する事業 |
| 単独事業 | 対象団体が広島広域都市圏や松山圏域内において地域資源の視察等を行う事業 | |

※同一市町内での活動も対象となります。

【補助金額など】

| 区分 | 補助率 | 補助限度額 |
|------|-------------|-------------------|
| 交流事業 | 対象経費の10分の10 | 1人当たり1万円かつ1団体20万円 |
| 単独事業 | 対象経費の2分の1 | 1人当たり5千円かつ1団体10万円 |

※年度内に交流事業と単独事業それぞれ2回まで申請可能です。

※申請方法や申請要件等の詳細は、広島広域都市圏ホームページでご確認ください。

広島広域都市圏マスコットキャラクター
ひろしま都市犬はっしー



← 広島広域都市圏ホームページ

お問合せ先：広域都市圏推進課 Tel 504-2017 ※ 市外局番（082）

または、各区役所地域起こし推進課

Tel 中区 504-2546 東区 568-7705 南区 250-8935
 西区 532-0927 安佐南区 831-4926 安佐北区 819-3904
 安芸区 821-4904 佐伯区 943-9705

[質問⑤]

地域の空き家を、地域住民の活動・交流の場として活用したいと考えていますが、広島市で何か支援がありますか？

広島市では、地域コミュニティの再生・活性化のために、空き家や空き店舗を地域住民の活動・交流の場として活用している場合に、継続した取組になるよう「活動・交流拠点」として認定し、支援する制度があります。

町内会・自治会、地区・学区社会福祉協議会又はひろしまLMOが市に申請し、認定を受けた場合、活動・交流拠点の運営等に関する情報の提供や助言を行うとともに、空き家等の固定資産税及び都市計画税を減免します。

空き家等を活用した活動・交流拠点認定制度



【認定要件】

(1) 活用する空き家等

- ・家屋及びその敷地全部について、居住その他の使用がなされていないこと。
- ・町内会等が所有者から無償で借り受け、契約期間が1年以上の使用貸借契約を締結していること。又は町内会等が所有していること。など

(2) 活動内容

活動・交流拠点での活動内容は、1月1日から申請日までの間（新規の申請については申請日の前1か月以上の間）、次の全ての要件を満たしていること。

- ・地域住民（町内会等の活動範囲内の住民）の誰もが利用可能なこと。
- ・月4回以上使用されていること。
- ・1月当たり延べ50人以上の利用があること。

(3) 町内会総会等での合意

お問合せ先：各区役所地域起こし推進課
(電話番号は31ページ参照)

【質問⑥】

地域を花や緑で明るく華やかにしたいので、公園などの一角に花壇をつくりたいのですが、どこに相談すればよいですか？

広島市では、地域の皆さんの手により行われる花づくり活動に対して、必要な資材の提供や費用の助成など、次のような支援を行っています。



1 身近な公園再生事業

【支援内容】

◆ 相談・情報提供

アイデアの段階から実施、管理運営に至るまで、随時、相談や情報提供に応じます。

◆ 資材の提供

活動の初期に必要な資材(花・樹木の苗、土壌改良剤、レンガ、材木など)を提供します。

一つの公園で一つの活動ごとに10万円分を限度としますが、花壇づくりについては、3年目まで継続支援可能とし、3年間で15万円分を限度とします。

◆ 緑化指導者の派遣

草花や樹木の育成に関する技術講習のため指導者を派遣します。

お問合せ先：各区役所維持管理課

(電話番号は31ページ参照)

2 花と緑のまちづくり地域活動促進事業

【対象となる活動の条件】

- ・3年以上継続して主体的に行われてきた地域における花を飾る活動であること
- ・道路、公園、公民館等の公共施設で行われている活動であること など

【支援内容】

- ・花苗、土など活動に必要な資材を、活動面積に応じて提供します。

(10㎡未満：3万円以内、10～20㎡未満：4万円以内、20㎡以上：5万円以内)

お問合せ先：各区役所地域起こし推進課

(電話番号は31ページ参照)

[質問⑦]

地域で集会所をつくりたいのですが、
広島市の補助を受けることはできますか？



広島市では、地域の皆さんが集会施設の建設や改修等の工事を行われる場合に、工事等に要する費用の一部を補助する制度があります。

1 対象となる団体

おおむね30世帯以上で形成された住民組織（町内会・自治会等）

2 対象経費

集会施設の新築、購入、増築、改修及び初年度備品買入に要する経費

3 補助金額

対象経費の半額（1/2）としますが、次の金額を超えることはできません。

○ 新築・購入 500万円

（ただし、初年度備品買入の補助を別途希望する場合は、450万円）

○ 増築・改修 270万円

○ 初年度備品買入 50万円

 申請に当たってのお願い

- ◆ 補助の対象になるかどうかは、詳細をお聞きしなければ分かりませんので、計画がある場合には、お早めに「各区役所地域起こし推進課」までご相談ください。
- ◆ 地域の皆さんが納得できる工事にするために、工事業者選定（価格決定）の競争性や透明性の確保に努めてください。

お問い合わせ先：各区役所地域起こし推進課
（電話番号は30ページ参照）



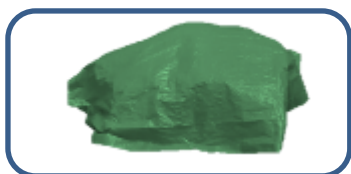
[質問⑧]

ごみステーションがカラスなどの被害にあっています。広島市にはごみステーションの管理に対する支援制度はありますか？

広島市では、平成27年8月から、10世帯以上が使用する屋外のごみステーションを管理する町内会などの団体に対して、ごみステーションの管理用具の貸与とごみボックス購入等の補助金交付の制度があります。

1 広島市ごみステーション管理用具の貸与

防水シート



カラスよけネット



防水シート・カラスよけネットは約10世帯用と約20世帯用を用意しています。

ごみ収集枠は約10世帯用と約15世帯用を用意しています。

ごみ収集枠（折畳み式）



2 広島市ごみボックス購入等の補助金交付制度

【補助の対象】

ごみボックスの購入、製作又は修理に係る経費（設置費用を含む。）

【補助額】

3万円以下の場合は全額。3万円を超える場合は、3万円を超える額の2分の1を加算し、限度額は5万円です（ただし、いずれも千円未満は切り捨てとなります。）。

なお、補助金交付制度の利用に当たってのごみボックス等の購入時期は、補助金交付決定通知の後にお願います。決定通知前に購入等をされたものは対象になりませんので注意してください。

お問合せ先：各環境事業所 または 業務第一課
（電話番号は31ページ参照）

[質問⑨]

落書きが目立ってきたので、みんなで協力して消そうと思うのですが、広島市で何か支援がありますか？



広島市では、町内会等の地域団体の方などが、自主的に落書き消去の活動を行う場合、落書き消去に必要な「ペンキ」や「刷毛」、「落書き消去剤」などを提供しています。

落書き消去用具等の提供を受けたい団体は、「各区役所地域起こし推進課」へ事前にご相談ください。申請書など、必要書類を添えて活動予定日の20日前までに地域起こし推進課へ提出してください。

 申請の前に

落書き消去には、必ず所有者又は管理者の承諾が必要になります。

所有者又は管理者から承諾書をもらい、同時に、ペンキの色や当日の立会いなどを確認しましょう。



お問合せ先：各区役所地域起こし推進課
(電話番号は30ページ参照)

[質問⑩]

広島市の助成制度について、どのようなものがあるのか知っておきたいのですが、これらをまとめたもの（一覧表）はありませんか？



広島市では、上記（質問①～⑩）で紹介したもの以外にも、地域活動に役立ただけの様々な支援を行っています。これら支援の種類、問い合わせ先については、30～33ページに掲載していますので、そちらをご覧ください。

また、「各区役所地域起こし推進課」では、まちづくり活動の主な助成制度を紹介したパンフレットを配布しています。

2 町内会・自治会の加入促進について

〔質問①〕

町内会・自治会の加入率低下の問題に対して、
広島市ではどのような取組を行っているのですか？



町内会・自治会加入促進チラシ、子育て世代向け加入促進チラシの配付

町内会・自治会加入促進チラシを、区役所等の窓口で市民の方に配付するとともに、町内会・自治会の役員が未加入者を勧誘する際に利用いただいています。

また、未加入世帯が多い未就学児の親世代を対象を絞った子育て世代向け加入促進チラシを、包括的連携協定を締結した企業に配付の協力依頼をするなどの取組も実施しています。

市政出前講座の開催

町内会・自治会に関係するテーマについて、市政出前講座を行っています。市政出前講座の詳細については、次ページをご参照ください。

転入・転居者への加入促進取組

市民課等の窓口で「町内会・自治会加入促進チラシ」を配付する他、転入・転居に伴う手続き一覧表へ町内会・自治会の加入を記載しています。

また、市ホームページ上へ加入取次フォームの掲載を行っています。

不動産関連団体との協力締結

平成28年5月、(公社)広島県宅地建物取引業協会、(公社)全日本不動産協会広島県本部と町内会加入促進に関する協力協定を締結しました。

この協定に基づき、両団体に加盟する各不動産会社にチラシやポスターを提供し、新規入居世帯に対する町内会加入の取組を進めています。

また、マンション開発会社や管理会社、マンション管理組合等への協力依頼にも取り組んでいます。

「町内会、知ってるカイ？」の配付

小学生向けに町内会活動を紹介したパンフレット「町内会、知ってるカイ？(※)」を作成し、全市立小学校の4年生に配付しています。(※小学3・4年生の社会科副読本「わたしたちの広島」の参考資料)

「町内会、知ってるカイ？」

町内会が行っている主な活動事例を写真付きで紹介。

- ・通学路等でのこどもの見守り
- ・親睦活動 ・防災訓練 など



市政出前講座について

広島市では、職員が、皆さんの地域に出向き、市の施策や制度・事業などを説明する「市政出前講座」を行っています。

町内会・自治会の役割などを始めとする様々なテーマからご希望のテーマを選択していただき、地域のまちづくり活動や生涯学習活動などにご利用いただけます。

広島市内に在住か通勤・通学の人がおおむね10人以上参加する集会等で開催を希望する場合に申し込みできます。

申し込み方法の概要は以下のとおりですが、詳細については、企画総務局広報課へお問い合わせください。



お問い合わせ 広島市企画総務局広報課 ☎ 082-504-2116

①テーマを 選んでください

テーマ一覧から希望の
テーマを選んでください

※テーマ一覧にないテーマ
をご希望の場合は、広報課
へお申し出ください。

対象となる団体
市内に在住か通勤・通学の
人のおおむね10人以上参
加する集会など。
ただし、政治・宗教・営利
を目的とするものは除きま
す。

②日にちと会場を 決めてください

開催日時
平日の午前9時～午後9
時。土・日曜日・祝休日
を希望される場合はご相談
ください。

会場
参加する皆さんでご用意
ください。

費用
職員の派遣については無
料。ただし、会場の借り
上げ代は申込者側の負担
になります。

③申し込み後は、連絡 をお待ちください

申込
所定の申込書を、希望日の
1か月前までに、郵送かフ
ァックスで、市役所広報課
(〒730-8586 広島市中
区国泰寺町一丁目6-34、
FAX504-2067)へ。ま
た、市ホームページ(パソ
コン・携帯サイト)からも
申込できます。申込後、テ
ーマ所管課から打ち合わせ
の連絡をします。
講師の都合で日程調整をお
願いする場合があります。

④いよいよ 出前講座実施

説明や質疑応答など1時
間～1時間半程度で行い
ます。



▲多彩なメニューでご注
文をお待ちしています。

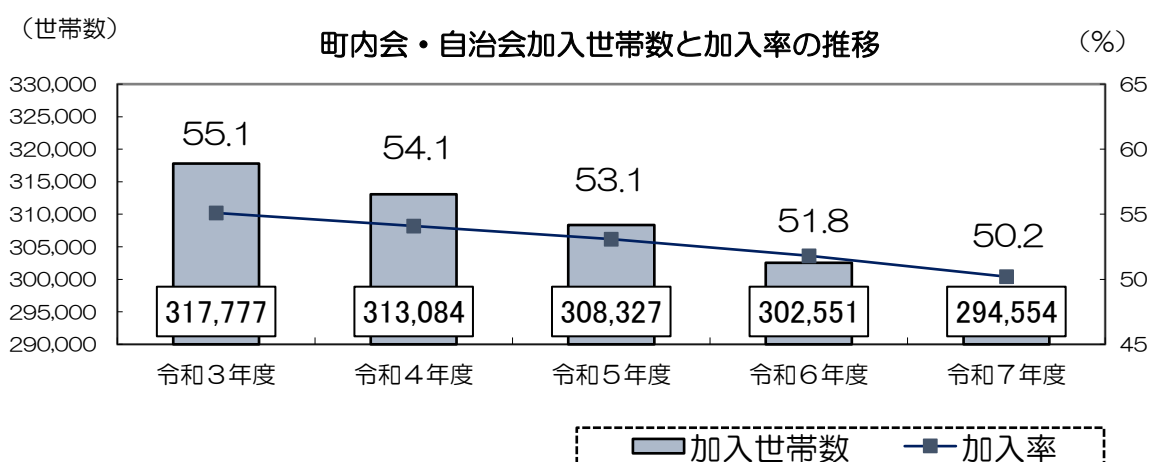
町内会・自治会に関する主なテーマ

- ・ 町内会・自治会の役割等について
- ・ 「こむねっとひろしま」で地域のホームページづくり
- ・ 市民活動の支援（助成制度など）
- ・ まちづくり活動に対する支援について
- ・ 広島市のエリアマネジメントについて 等



[質問⑫]

町内会の加入率が下がって困っています。未加入世帯に加入をお願いしたいのですが、何かよい方法はないですか？



広島市では、町内会・自治会への加入の呼びかけ方法や実際の活動事例を掲載した「町内会・自治会加入促進マニュアル」を作成しています。

集合住宅の単身者や学生への対応等、状況に応じた加入呼びかけの方法や、実際の事例を集めましたので、町内会・自治会への加入を呼びかけられる際にご活用ください。

問合せ先：広島市市民局市民活動推進課
TEL 082-504-2131

[質問⑬]

外国の方にも町内会・自治会に入ってもらいたいのですが、何かよい配付物はありませんか？



町内会・自治会の役割等を紹介した「町内会・自治会加入促進チラシ」については、外国語版もありますので、ぜひご活用ください。

(対応言語) 英語、中国語、ハングル、ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語

お問合せ先：各区役所地域起こし推進課 ※ 市外局番 (082)
TEL 中区 504-2546 東区 568-7704 南区 250-8935
西区 532-0927 安佐南区 831-4926 安佐北区 819-3905
安芸区 821-4905 佐伯区 943-9705

3 パソコン・インターネットの活用と地域のホームページについて

[質問⑭]

パソコンを使って、会報やイベントのチラシをつくりたいのですが、家にはパソコンがないし、操作方法も分かりません。
また、インターネットってよく分からないのですが・・・。

広島市では、公民館にパソコンが整備（各館1台）されており、団体利用などの際に館内で利用していただくことができます。

また、公民館では相談会などを行っている館もあります。

相談会では、「パソコンにあまり詳しくないので、どうやったらいいのかわからない」、「写真やイラストなどを入れたチラシをつくりたい」など、困ったことがあれば、相談することができます。

その他、各公民館にはインターネット環境も整備されており、ホームページの閲覧や、調べごとなどの情報収集に活用することができます。



問合せ先：ご利用を希望する各公民館
(電話番号は34、35ページ参照)

[質問⑮]

町内会のホームページをつくりたいのですが、どこに相談すればよいですか？



広島市では、町内会・自治会等による地域のホームページの開設・運営を支援するサイト「こむねっとひろしま (<https://www.com-net2.city.hiroshima.jp/portal>)」を運用しています。

「こむねっとひろしま」では、初心者の方でも比較的簡単に、無料でホームページを開設・運用していただけるシステムを導入しています。まずはお気軽に、市民局市民活動推進課までご相談ください。

問合せ先：市民局市民活動推進課
TEL 082-504-2131



皆さんで“まち”のホームページをつくりませんか？

地域の情報を掲載したホームページを作りたいけれど、どうすればよいか分からない。そんな悩みを抱える町内会などの地域団体の皆さんへ、自分たちの地域のホームページを簡単に作成できる「こむねっとひろしま」を紹介します。

「こむねっとひろしま」とは・・・

まちの魅力のPRや地域活動の活性化を目的とした地域のホームページを作成することができるシステムです。すでに、町内会・自治会、連合町内会や地区社会福祉協議会など、約150の地域団体が、このシステムを利用してホームページを開設しています。

◆ 地域の情報共有に役立ちます

地域団体の活動状況や行事予定など、回覧板や町内掲示板でお知らせしている情報を、ホームページに掲載することにより、地域の皆さんがいつでも気軽に見ることができます。

初めてでも大丈夫！

- ・マウス操作と文字入力できれば、簡単にホームページを作成できます。
- ・「パソコン」と「インターネットへの接続回線」があれば、専用のソフトやサーバーを準備する必要はありません。この他に、「デジタルカメラ」があると便利です。
- ・無料で利用できます。市が利用料金を請求することはありません。
(インターネット接続にかかる通信料は各自で負担していただきます。)
- ・市職員が開設をサポートします。

こむねっとひろしまの概要説明会の申込みを随時受け付けています。

また、ホームページ作成の学習用デモサイトで練習もできます。

詳細については市民活動推進課へお問い合わせください。

◆「こむねっとひろしま」でできることの一例

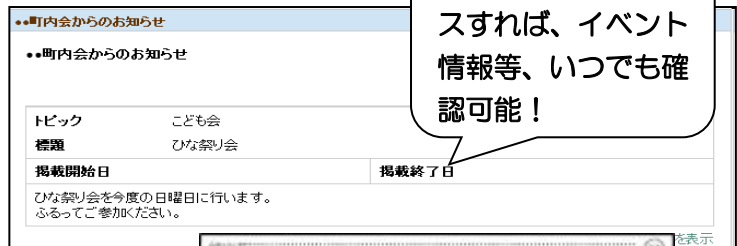
① まちのお知らせ

地域のお知らせ事項を紹介

② まちのアルバム

こんなときに…

- ・ イベント写真などを町内に公開
- ・ まちの風景を残しておきたい



ホームページを作成した地域の声

◆ 回覧板との併用で効果的！

自分の町内会には共働きの家庭が多く、回覧板がまわるのが遅くなりがちで、世帯によってはイベントが終わった後にまわることもあり困っていました。回覧板と併用して、ホームページのお知らせ記事にイベント情報等を掲載したところ、地域の方から「タイムリーに情報が入手できるようになった」と、好評です。

◆ 地域外の方々からも好評です！

ホームページの良いところは、見たい人がいつでもどこからでも見れるところですね。以前、町内運動会の記事を掲載した際に、『写真にうちの孫が写っている！』と、おじいちゃん、おばあちゃんが大変喜んでおられました。

また、以前当地区に住んでいて、現在は県外に引越された方から、『ホームページを見て、とても懐かしく、見近に感じる事ができた』という声をいただきました。

◆ 若い世代も参加！

うちの地域では、会長の声かけにより、若者が運営に関わってくれています。定期的に公民館を利用して、楽しみながらホームページの更新を行っていますよ。



[質問⑯]

役員同士の連絡方法として、グループLINE やリモート会議を導入したいのですが、操作方法が分かりません。

町内会・自治会の運営におけるICTの活用方法を教えてください。

広島市では、地域活動や組織運営にICTの導入を検討している
又は導入した地域団体を支援するため、ICTの専門家を講師として派遣し、実際の活用に向けた勉強会を開催します。



| テーマ | 内容 | 利用目的 | 参加人数 |
|--------------------------------------|---|---------------------|-----------|
| スマートフォンの便利な使い方 | <ul style="list-style-type: none"> ・LINEの基本的な使い方（文章・写真の送り方、友だちの追加方法等） ・情報の検索方法 ・二次元コードの読み込み方 ・便利機能の紹介 など | スマートフォンの基本的な使い方等の習得 | 10～15名程度 |
| グループLINEの使い方 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域活動や団体運営における活用方法 ・グループの作成方法 ・役員同士の連絡方法 ・便利機能の紹介 など | | |
| Canvaを活用したチラシ作成方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・Canvaの基本的な使い方 ・Canvaでチラシを作成する方法 など | 団体運営及び情報発信の強化 | 団体役員等5名以下 |
| リモート会議（ZOOM等）の開催方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・WEB会議ツールの基本的な使い方 ・会議をリモートで開催する方法 など | | |
| 団体情報の発信・団体運営における便利機能の紹介（SNS、ホームページ等） | <ul style="list-style-type: none"> ・情報発信ツールの基礎知識 ・LINE公式アカウントの作り方 ・公式インスタグラムの作り方 ・地域住民への周知方法 ・イベント参加申込フォーム及びアンケートフォームの作り方（Googleの便利機能）など | | |

※申込方法等の詳細は、広島市ホームページでご確認ください。

広島市ホームページ番号（1008904）



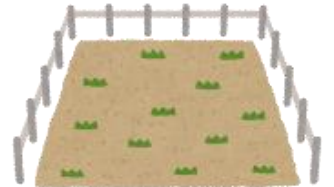
お問合せ先：各区役所地域起こし推進課
（電話番号は30ページ参照）

4 町内会・自治会の法人化について

[質問⑱]

町内会の名義で、土地や建物を取得することはできますか？

町内会・自治会等の地縁による団体は、市長に申請し、認可を受けることで法人格を持つことができ、町内会・自治会名義で、不動産登記ができるようになります。



このような法人化された町内会・自治会のことを、「法人化の認可を受けた地縁による団体」＝「認可地縁団体」と言います。

☞ 認可申請ができる団体の要件

町内会・自治会が市長の認可を受け、認可地縁団体となるには、次の要件を満たすことが必要となります。

- 地縁による団体であること（老人クラブ、女性団体、伝統芸能保存会等は対象になりません）。
- 地域的な共同活動を現に行っていること。
- その区域が客観的に明らかなこと。
- 区域内の住民はすべて構成員になることができ、また、その相当数の者が現に構成員になっていること。
- 下記の項目が規定された規約を定めていること。



- | | |
|-------------------|---------------|
| ■目的、名称、区域、事務所の所在地 | ■構成員の資格に関する事項 |
| ■代表者に関する事項 | ■会議に関する事項 |
| ■資産に関する事項 | |



認可を受けるための要件の見直し（令和3年11月26日～）

不動産等の保有又は保有予定が無くても、認可を受けることが可能となりました。これにより、幅広い地域活動を行う地縁による団体が、地域で求められる役割を安定的に果たせるようになります。

お問合せ先：各区役所地域起こし推進課 ※ 市外局番（082）
Tel 中区 504-2546 東区 568-7704 南区 250-8935
西区 532-0927 安佐南区 831-4926 安佐北区 819-3905
安芸区 821-4905 佐伯区 943-9705

[質問⑩]

町内会・自治会が法人化（認可地縁団体へ移行）すると、
どのようなメリットがありますか？



町内会・自治会が認可地縁団体へ移行し、法人格を取得した場合、一般的には次のような利点があります。

- ① 不動産登記を団体名義で行えるようになるため、個人名義で登記していることで生じる団体財産と個人財産の混同によるトラブルがなくなる。
- ② 登記名義人となっている代表者等の変更のたびに必要となっていた登記名義人の変更登記が不要となり、この手続に必要な登録免許税等が不要になる。
- ③ 法人が契約主体となることにより、事業活動が充実し、また法律上の責任の所在が明確化する。

⚠ 法人化に際しては、慎重な検討をお願いします！

- 認可を受けた団体（認可地縁団体）は法律上の権利能力を有する一方で、地方自治法の規定に基づき、以下のような法人としての義務を負うことになります。
 - ・ 必要な条項を盛り込んだ規約を整備する義務
 - ・ 財産目録や会員名簿を常時保管する義務
 - ・ 法の規定に沿った総会を開催する義務
- このように法人化の認可申請を行う際には、町内会・自治会の運営体制について新たな準備等を行う必要があります。法人化を検討されている町内会・自治会においては、具体的な準備に入る前に「各区役所地域起こし推進課」へご相談ください。

お問合せ先：各区役所地域起こし推進課 ※ 市外局番（082）
TEL 中区 504-2546 東区 568-7704 南区 250-8935
西区 532-0927 安佐南区 831-4926 安佐北区 819-3905
安芸区 821-4905 佐伯区 943-9705

なお、一般的な申請手続については次ページのとおりです。

申請手続

① 皆さんで話し合い

- ◆まず、町内会・自治会の中で、申請を行うかどうかを話し合ってください。



② 総会の開催

- ◆申請を行う場合は、町内会・自治会の総会で決議する必要があります。
- ◆決議する事項は、申請すること及び申請に必要な書類に関する事項です。



③ 各種申請書類の作成

- ◆申請に必要な各種書類を作成してください。
- ◆書類は次のとおりです。
 - ア 認可申請書
 - イ 添付書類（規約、認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類、構成員の名簿、活動状況を示す書類）、申請人が代表者であることを示す書類）



④ 申請

- ◆町内会・自治会のある「区役所地域起こし推進課」へ申請してください。



⑤ 審査

- ◆認可申請ができる団体の要件（19ページ参照）に基づき審査を行います。



⑥ 認可・告示

- ◆要件を満たしていれば認可します。
- ◆認可する場合は、告示を行うとともに、個別に連絡します。
- ◆この告示により、町内会・自治会が法人格を持つようになります。

認可されたら

① 証明書（台帳の写し）について

認可の取扱いを行った「区役所地域起こし推進課」で、証明書1通につき、手数料650円（台帳の写しが1ページ増すごとに100円が必要です）で発行します（証明書は法務局での不動産の移転登記等に必要となります）。

② 町内会・自治会の印鑑登録について

認可の取扱いを行った「区役所地域起こし推進課」で印鑑登録できます（印鑑証明の発行には手数料が必要です）。

③ 規約等の変更について

規約や告示された内容が変わったとき（代表者の交代等）は、区役所で所定の手続を行ってください。

5 その他困りごと相談

[質問⑩]

町内会・自治会の設立について、よく分からないので教えてもらえませんか？

お住まいの地域に町内会・自治会がない等の理由から、新たに町内会・自治会を設立される場合があります。町内会・自治会は任意の団体であるため、特に決まった設立方法はありませんが、一般的には次のような手順で設立されています。



町内会・自治会の設立手順（一般例）

- 1 設立準備会（発起人会）を設置
- 2 町内会・自治会の区域を決定
区域を決めるにあたっては、区域が重複しないよう、隣接する町内会・自治会とも協議します。
- 3 町内会・自治会設立について、住民の意見・要望を聞き、集約
- 4 規約（会則）、事業計画、予算計画を検討し、案を作成
地域によっては、町内会・自治会の連合組織（連合町内会など）があり、各町内会・自治会が連携して、防犯活動や防災活動等を行っていることもありますので、必要に応じて連合組織に相談します。
- 5 役員の選出方法について検討し、案を作成
- 6 設立総会を開催し、議案などを審議・決定の後、町内会・自治会を発足
- 7 該当区の「区役所地域起こし推進課」へ報告
設立後は、該当区の「区役所地域起こし推進課」へ、会の名称、区域、加入世帯数、会長の氏名・連絡先などの報告をお願いします。



町内会・自治会の設立については、区域の住民の意向はもちろん、連合町内会・自治会、近隣の町内会・自治会など、地域の方々とよく協議した上で進めていただくことが大切です。



[質問⑳]

町内会の会則（規約）をつくりたい（見直したい）のですが、よい見本はありませんか？

町内会・自治会の組織や活動、また組織としての決定事項を推進するための根拠として、各々の町内会・自治会で会則（規約）が定められています。

36ページに作成に当たっての留意事項と標準的な会則（規約）の例を掲載していますのでご参照ください。

なお、会則（規約）は団体の実情に応じて決めるものですので、あくまで一例であることをご了承ください。



[質問㉑]

会計事務について、何から手をつけてよいのか分からないのですが、マニュアルのようなものはありますか？

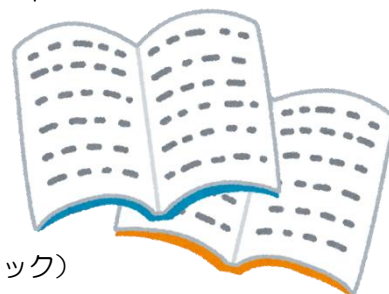
「会計事務を任されたが、何から手をつけたらいいか分からない」といった町内会・自治会の運営に携わる皆さんの声にお応えするため、総務省が、町内会・自治会等の運営に係る「会計」「監査」「決算報告」などの基本事項の説明や、領収書、現金出納簿等の様式等を掲載した『コミュニティ団体の運営の手引き』を作成しています。

手引きは、総務省のホームページから入手できますので、ぜひご活用ください。



📖 『コミュニティ団体の運営の手引き』

- 1 直接アクセスする場合（下記 URL にアクセスしてください。）
https://www.soumu.go.jp/main_content/000060774.pdf
- 2 総務省のホームページからアクセスする場合
 - ① 総務省ホームページ (<https://www.soumu.go.jp/>) の「広報・報道」を選択（クリック）
 - ② 「報道資料」を選択（クリック）
 - ③ 「報道資料一覧」の中から 2010 年 3 月 31 日発表の「コミュニティ団体運営の手引き」の作成を選択（クリック）



[質問②]

町内会で会員名簿を作成するのですが、気をつけることはありますか？

氏名、住所、電話番号など、特定の個人が分かるものは個人情報に該当するため、町内会で行う会員名簿の作成や管理などは、個人情報保護法のルールに従って行う必要があります。



そこで、個人情報保護委員会（行政機関のひとつ）が、町内会など向けに個人情報の取扱いにあたり注意すべき点をまとめた『自治会・同窓会等向け 会員名簿を作るときの注意事項』を作成しています。

本資料は、個人情報保護委員会のホームページから入手できますので、ぜひご利用ください。

📖 『自治会・同窓会等向け 会員名簿を作るときの注意事項』

- 1 直接アクセスする場合（下記 URL にアクセスしてください。）
https://www.ppc.go.jp/files/pdf/meibo_sakusei_handbook202312.pdf
- 2 個人情報保護委員会のホームページからアクセスする場合
 - ① 個人情報保護委員会ホームページ（<https://www.ppc.go.jp/>）の「個人情報保護法等」を選択（クリック）
 - ② 「ページ一覧」の中から「FAQ」を選択（クリック）
 - ③ 「よくある質問集」の中から「会員名簿を作るときの注意事項（令和5年12月）（全18ページ）」を選択（クリック）

なお、会員名簿を作成する際に守るべきルールのポイントは以下のとおりです。

- ① 個人情報の利用目的をあらかじめ特定しましょう。
- ② 利用目的は、本人に明示や通知したり、回覧や掲示等してお知らせしましょう。
- ③ 個人情報の漏えい等が生じないように、安全に管理しましょう。
- ④ 委託業者に名簿を提供する場合は、委託先をしっかりと選定・監督しましょう。
- ⑤ 名簿を会員に配布するときなどは、あらかじめ本人の同意を得ましょう。

※ 個人情報保護法に関する質問や疑問点がある場合は、次の専用窓口にお問い合わせください。

【専用窓口】

個人情報保護法相談ダイヤル 03-6457-9849

受付時間：9時30分～17時30分（土日祝日及び年末年始を除く）

[質問③]

住民の方に町内会や地域への関心を高めてもらうために、何かよい取組はありませんか？

川内学区社会福祉協議会では、住み慣れた町で楽しく安心して暮らしていただけるように、また、学区社協や町内会のことを知ってもらいたいという思いから「かわうち知って得する身近な『まち』のボランティア」という冊子を町内会等の地域団体と協力して作成し、町内会未加入世帯を含む地域の全戸に配付しました。

「かわうち知って得する身近な『まち』のボランティア

こどもから高齢者までの地域の各世代に役立つものとし、町内会や社会福祉協議会の活動の紹介だけでなく、各種団体の活動、公民館のサークル活動、児童館などの施設や防災マップなど、地域住民に身近で役立つ情報を幅広く掲載するように工夫しました。

町内会の未加入世帯には冊子の配布に併せて町内会の入会案内を配り、冊子が話のきっかけとなるので、地域への関心を高めてもらうと同時に、町内会加入の勧誘が行いやすくなりました。

自宅から避難場所への経路を記入してもらうなど、住民への防災の意識付けを工夫しています。



👁️ 町内会を「見える化」する

地域でどのような活動が行われているかわからないため、町内会に加入しないという人もいます。町内会の活動や役割を「見える化」し、住民の地域活動に対する不安を解消したり、関心を高めていくことが大切です。

[質問②]

町内会で古紙や空き缶等の回収を行って、活動資金を得たという話を聞きました。自分の町内会でもやってみたいのですが、どこに相談すればよいですか？



古新聞、雑誌、空き缶、空きびんなどの資源物を町内会などで集団回収すると、資源ごみの持ち去り防止や、ごみ減量・リサイクル意識の向上、地域コミュニティの活性化、活動資金の創出などの利点が生れます。

集団回収の手順や資源回収業者との契約については、「広島県廃棄物再生事業者登録名簿」に登録されている業者に直接ご連絡いただくか、「環境局環境政策課環境政策係」にご相談ください。

なお、「広島県廃棄物再生事業者登録名簿」については、広島県ホームページに記載されておりますので、ご参照ください。

👁 「集団回収」とは

古新聞、雑誌、広告紙などの古紙や空き缶、空きびん等を町内会や自治会、子ども会、女性会、老人会などの地域団体の皆さんが協力して集め、資源物回収業者と契約を交わし、回収した資源物を引き渡す方法です。

集団回収の手順

1 役割分担を決める

効果的に集めることができるよう、資源物の分別指導者を決めましょう。

2 回収品目を決める

回収する資源物を決めましょう。

3 回収日時・場所を決める

集団回収を行う、日時と場所を決めましょう。

※ 回収日は市の資源ごみの日とは異なる日にしましょう。

4 資源物回収業者との相談・契約

資源物の買取単価や回収方法などを資源物回収業者と実施前に相談しておきましょう。

※資源物回収業者の選定にあたっては、広島県廃棄物再生事業者登録名簿を参考にしてください。右のQRコードからご覧いただけます。



5 実施

多くの皆さんの参加をお願いします。

6 報告

参加した皆さんに実施結果を報告し、ごみが資源になるリサイクル意識を共有しましょう。

問合せ先：環境局環境政策課環境政策係
TEL 082-504-2505

[質問②]

街路灯（電柱）の球が切れていたり、道路に穴が開いているのを見つけたときは、どこに連絡すればよいですか？



広島市が管理する道路の街路灯（※）に球切れを見つけたときや、広島市が管理する道路に穴ぼこなどの異常を見つけたときは、各区役所の「道の相談室」（通話料無料）又は各区役所維持管理課へ連絡（電話番号は下表参照）してください。

また、広島市 LINE 公式アカウントからも通報できます。

※ 街路灯の下部に街路灯表示板（街路灯番号）がある場合は、その番号をお知らせください。

| 区役所 | 【「道の相談室」電話番号】 ◆ 平日 8:30~17:15 ◆ 「道の相談室」への通話料は無料です。 ◆ 広島市外からの通報では、ご利用いただけません。 | 【「維持管理課」直通電話番号 ※市外局番(082)】 | 広島市 LINE 公式アカウント ◆ 通報への対応は、 平日 8:30~17:15 に行います。 |
|------|---|-------------------------------|--|
| 中 区 | 0800-2000-491 | 504-2581 | 広島市 LINE 公式アカウントのリッチメニュー「道路・公園損傷報告」から、写真や位置情報を添付して通報を行うことができます。 広島市公式 LINE アカウントを利用するには、下のQRコードをカメラで読み込み、LINE で友だち追加を行ってください。 |
| 東 区 | 0800-2000-492 | 568-7747 | |
| 南 区 | 0800-2000-493 | 250-8962 | |
| 西 区 | 0800-2000-494 | 532-0947 | |
| 安佐南区 | 0800-2000-495 | 831-4957 | |
| 安佐北区 | 0800-2000-496 | 819-3941 | |
| 安芸区 | 0800-2000-497 | 821-4933 | |
| 佐伯区 | 0800-2000-498 | 943-9737 | |



カメラで読み込み「追加」を選択

⚠ 国道2号（東広島バイパスに並行する区間・宮島街道を除く）、国道31号、国道54号は、国土交通省中国地方整備局へ、落石・落下物・路面陥没等道路の異常は、道路緊急ダイヤルへ連絡してください。また、道路に関する相談は、「道の相談室」にお問い合わせください。

■ 道路緊急ダイヤル連絡先： #9910

■ 道の相談室 連絡先：TEL 082-222-6274

FAX 082-511-6467

インターネット <http://www.cgr.mlit.go.jp/soudan/>

[質問②⑥]

選挙区内の政治家から、町内会の運動会に飲食物の差入れがあった場合、受け取ってもよいのでしょうか？



公職選挙法では、政治家が選挙区内の人に寄附することは罰則をもって禁止されています。また、選挙区内の有権者が政治家に寄附を求めることも禁止されており、罰則が適用される場合があります。

👉 禁止されている寄附（例）

- 病気見舞い ● 葬式の花輪、供花 ● 祭りへの寄附や差入れ
- 落成式、開店祝の花輪 ● 地域の運動会やスポーツ大会への飲食物の差入れ
- 町内会の集会や旅行等の催物への寸志や飲食物の差入れ
- 結婚祝・香典（一部例外あり） ● 入学祝、卒業祝 ● お中元、お歳暮

[質問②⑦]

特定の政党への寄附金を町内会費から支出することができますか？

政党や政治家への寄附については、地方自治法や政治資金規正法により寄附が禁止されていたり寄附の金額等が制限される場合があります。

⚠️ 法令上の制限の例

◆ 地方自治法第260条の2第9項

認可地縁団体は、特定の政党のために利用してはならない。（認可地縁団体：P20参照）

◆ 政治資金規正法第21条第1項（一部抜粋）

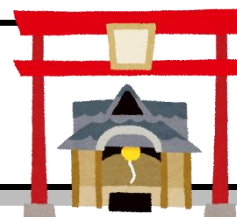
会社、労働組合、職員団体その他の団体は、政党及び政治資金団体以外の者に対しては、政治活動に関する寄附をしてはならない。

（なお、政党及び政治資金団体に対して寄附する場合も、町内会など「その他の団体」（前年の年間経費が2千万円未満の場合）が1年間に行うことができる寄附の総額は、年間750万円を超えることができません。）

また、町内会・自治会の会費による寄附が、特定の政党への支援を義務づけるものとして会員に受けとめられ、住民の皆さんに誤解・不信感を持たれる可能性がありますので、慎重な対応が求められます。

[質問⑳]

町内会と宗教の関係性について教えてもらえませんか？



町内会・自治会は公共団体ではないので、宗教活動の禁止や宗教上の組織等に対する支出の制限はありません。認可地縁団体（20ページ参照）についても同様です。

ですが、地域には多様な思想信条をもつ人々が住んでいます。地域のお祭りなどの伝統行事は歴史的・文化的な価値を持っており、親睦を深める役割も担っていますが、宗教上の行為への参加を強制することは、憲法が保障する信教の自由に反するという判決も出ていますので、注意する必要があります。



例えば、神社への寄附（氏子会費）について、町内会員から疑義の声が上がるようなら、町内会費と別に氏子会費の会計を設けて管理し、了承を得たうえで個別に徴収するなど、地域の実情に応じた一番良い方法を総会や役員会で話し合しましょう。

注意

～町内会・自治会と政治活動や宗教活動について～

任意団体である町内会・自治会は、総会で承認されているなど、町内会・自治会の総意であれば、政治活動や地域の神社の維持管理などの宗教活動に協力することは禁止されるものではありません。

ただし、個人の思想信条の自由は保障されているため、「政治・宗教活動への参加や寄附を会員に強制しない、半強制であると疑われるような呼びかけをしない」、また、「町内会・自治会の会計と政治・宗教活動の会計を分ける」など、団体内で誤解やトラブルがないよう十分議論し注意していただく必要があります。

資料① 地域活動に役立つ主な助成制度等

※令和8年4月現在。市外局番(082)

| 助成制度等 (質問番号) | 制度内容及び 広島市ホームページ ページ番号 | お申込み・お問合せ先 |
|--|---|---|
| まちづくり活動に必要な物品の無償貸出し (質問①) | 3人以上で構成される団体に、アンプ・マイクセット、ハンズフリー拡声器、プロジェクターなどを無償で貸出し 【市ホームページ ページ番号：1003346】 | 各区まちづくり支援センター (各区地域起こし推進課) 中区 504-2546 東区 568-7704 南区 250-8935 西区 532-0927 安佐南区 831-4926 安佐北区 819-3904 安芸区 821-4904 佐伯区 943-9705 |
| 区の魅力と活力向上推進事業補助金(質問①) | 区役所が設定したテーマに基づき、対象団体(3人以上で構成される団体)が主体的かつ継続的に取り組むまちづくり活動を募集し、選考された活動に補助金を交付 【市ホームページ ページ番号：1018402】 | 中区 504-2546 東区 568-7704 南区 250-8935 西区 532-0927 安佐南区 831-4926 安佐北区 819-3904 安芸区 821-4904 佐伯区 943-9705 |
| 市民活動保険(質問②) | 市民活動団体で市民活動を行う市民を対象にした傷害・賠償責任保険 【市ホームページ ページ番号：1003406】 | 各区地域起こし推進課 |
| 集会施設整備事業 (質問⑦) | 住民組織(概ね30世帯以上)自らが集会施設を整備しようとする場合に補助金を交付 【市ホームページ ページ番号：1003392】 | 中区 504-2546 東区 568-7705 (②は 568-7704) 南区 250-8935 西区 532-0927 安佐南区 831-4926 安佐北区 819-3905 安芸区 821-4905 佐伯区 943-9705 |
| 落書き防止に対する地域活動支援事業(質問⑨) | 自主的な落書き消去活動を行う地域住民団体等に清掃用具等を提供 【市ホームページ ページ番号：1020320】 | 中区 504-2546 東区 568-7705 (②は 568-7704) 南区 250-8935 西区 532-0927 安佐南区 831-4926 安佐北区 819-3905 安芸区 821-4905 佐伯区 943-9705 |
| 屋外掲示板設置補助事業 | 屋外掲示板の新設又は建替え費用に補助金を交付 【市ホームページ ページ番号：1020318】 | 中区 504-2546 東区 568-7705 (②は 568-7704) 南区 250-8935 西区 532-0927 安佐南区 831-4926 安佐北区 819-3905 安芸区 821-4905 佐伯区 943-9705 |
| 公園活用による地域コミュニティ活性化支援事業 (小さなエリアマネジメント)(質問④③) | 住民主体のにぎわいづくりの活性化と地域活動の財源確保による地域コミュニティの活性化を図ることを目的に、一定の条件を定めた上で街区公園等の利用に関する規制を緩和し、住民主体のまちづくり活動を支援 【市ホームページ ページ番号：1006034】 | 各区地域起こし推進課 中区 504-2546 東区 568-7704 南区 250-8935 西区 532-0927 安佐南区 831-4926 安佐北区 819-3904 安芸区 821-4904 佐伯区 943-9705 |
| ICT活用実務研修 | 地域活動や組織運営に ICT の導入を検討している又は導入した地域団体を支援するため、ICT の専門家を講師として派遣し、実際の活用に向けた勉強会を開催 【市ホームページ ページ番号：1008904】 | 各区地域起こし推進課 中区 504-2546 東区 568-7704 南区 250-8935 西区 532-0927 安佐南区 831-4926 安佐北区 819-3904 安芸区 821-4905 佐伯区 943-9705 |
| 住宅団地における住替え促進事業(質問④②) | 住宅団地の自治組織等が、空き家又は空き家の除却後の敷地を活用して子育て世帯の住替えを促進するための取組を行う場合に、空き家の所有者や入居者に対してリフォーム費や除却工事費、家賃の一部を補助 【市ホームページ ページ番号：1018629】 | 都市整備局住宅政策課 504-2292 |

| 助成制度等 (質問番号) | 制度内容 及び 広島市ホームページ ページ番号 | お申込み・お問合せ先 |
|------------------------------|---|--|
| 広島広域都市圏交流活動促進事業(質問④) | 公共交通の利用促進及び地域コミュニティの活性化を図るため、広島広域都市圏内で活動する地域団体が、団体間の交流やイベント出展、地域資源の視察等で公共交通等を利用する際の経費を補助 【市ホームページ ページ番号：1048188】 | 広域都市圏推進課 504-2017 各区地域起こし推進課 中区 504-2546 東区 568-7704 南区 250-8935 西区 532-0927 安佐南区 831-4926 安佐北区 819-3904 安芸区 821-4904 佐伯区 943-9705 |
| 空き家等を活用した活動・交流拠点認定制度(質問⑤) | 空き家等を活動・交流の場として活用している場合に、「活動・交流拠点」として認定し、情報提供・助言を行うとともに、固定資産税及び都市計画税を減免 【市ホームページ ページ番号：1018430】 | 各区地域起こし推進課 中区 504-2546 東区 568-7704 南区 250-8935 西区 532-0927 安佐南区 831-4926 安佐北区 819-3904 安芸区 821-4904 佐伯区 943-9705 |
| 身近な公園再生事業(質問⑥1) | 自らの発案により行われる公園の再生活動に対して、緑化指導者の派遣や、活動初期に必要な資材の提供等 【市ホームページ ページ番号：1018253】 | 各区維持管理課 中区 504-2582 東区 568-7786 南区 250-8957 西区 532-0948 安佐南区 831-4956 安佐北区 819-3942 安芸区 821-4933 佐伯区 943-9748 |
| 花と緑のまちづくり地域活動促進事業(質問⑥2) | 3人以上で構成される団体を対象とし、3年以上継続して行われている公共施設を花で飾る活動に対する資材の提供 【市ホームページ ページ番号：1018286】 | 各区地域起こし推進課 中区 504-2546 東区 568-7704 南区 250-8935 西区 532-0927 安佐南区 831-4926 安佐北区 819-3905 安芸区 821-4904 佐伯区 943-9705 |
| ごみステーションに係る貸与制度と補助金交付制度(質問⑧) | 10世帯以上が使用する屋外のごみステーションを管理する町内会等に対し、 ・ごみステーションの管理用具(シート、カラスよけネット、ごみ収集枠)の貸し出し ・ごみボックス購入等に対する補助 【市ホームページ ページ番号：1008429】 | 各環境事業所 中・東区 241-0779 南区 286-9790 西区 277-6404 安佐南区 848-3320 安佐北区 814-7884 安芸区 884-0322 佐伯区 922-9211 環境局業務第一課 504-2220 |
| まちづくりアドバイザー等の派遣 | 街並みのルールづくり等のまちづくり活動に取り組んでいる地域へアドバイザー等を派遣 【市ホームページ ページ番号：1018414】 | |
| 三世代同居・近居支援事業 | 小学生以下の子ども(出産予定の子どもを含む。)がいる世帯が、市内に住む親元近くに住み替えて同居や近居を始める場合に、引越し費用等を助成 ※要件の一つとして、町内会・自治会への加入要件あり 【市ホームページ ページ番号：1018432】 | コミュニティ再生課 504-2125 |

| 助成制度等 (質問番号) | 制度内容 及び 広島市ホームページ ページ番号 | お申込み・お問合せ先 |
|---|---|---|
| ひと・まち広島未来づくりファンド Hm ² (ふむふむ) (公益信託広島市まちづくり活動支援基金) | 市民活動団体が行うまちづくり事業に助成金を交付 【市ホームページ ページ番号：1020327】 | (公財) 広島市文化財団 ひと・まちネットワーク部管理課 541-5335 |
| 広島県アダプト制度 | 県が管理する河川の清掃や除草などを行う団体に支援金を交付 【市ホームページ ページ番号：1002004】 | 環境局環境保全課 504-2188 |
| 里山林再生整備事業 | 町内会等が行う里山林等の整備活動に補助金を交付 | 各区地域起こし推進課 中区 504-2820 東区 568-7704 南区 250-8935 西区 532-0927 各区農林課 安佐南区 831-4950 安佐北区 819-3932 安芸区 821-4946 佐伯区 943-9767 |
| 市民協働森づくり支援事業 | 市民活動団体等が行う里山林等の保全活動や森林環境教育の実体験を提供する活動に補助金を交付 | 各区地域起こし推進課 中区 504-2820 東区 568-7705 南区 250-8935 西区 532-0927 各区農林課 安佐南区 831-4950 安佐北区 819-3932 安芸区 821-4946 佐伯区 943-9767 |
| 森林整備指導者派遣事業 | 市民活動団体等が里山整備活動や未利用材の搬出活動を行う際に、広島市里山整備士や広島市自伐林業インストラクターを指導者として招へいする経費に補助金を交付 | 経済観光局農林整備課 504-2249 |
| 地域主体の乗合タクシー等導入・運行支援事業 | 郊外部の住宅団地や中山間地域等の公共交通サービスが十分に届いていない地域において、地域が主体となって乗合タクシー等の生活交通を導入しようとする取組を支援 【市ホームページ ページ番号：1016992】 | 道路交通局公共交通政策部 504-2384 |
| 地域で取り組む有害鳥獣対策事業補助金 | 町内会等が実施する鳥獣被害対策に必要な資機材の購入経費等の一部を補助 | 各区地域起こし推進課 中区 504-2820 東区 568-7705 南区 250-8935 西区 532-0927 各区農林課 安佐南区 831-4950 安佐北区 819-3932 安芸区 821-4946 佐伯区 943-9767 |
| 街区公園清掃等報奨金制度 | 定期的に公園の清掃や除草などを行う町内会等の地域団体に報奨金を交付 【市ホームページ ページ番号：1010918】 | 各区維持管理課 中区 504-2582 東区 568-7786 南区 250-8957 西区 532-0948 安佐南区 831-4956 安佐北区 819-3942 安芸区 821-4933 佐伯区 943-9748 |

| 助成制度等 (質問番号) | 制度内容 及び 広島市ホームページ ページ番号 | お申込み・お問合せ先 |
|-----------------------|---|--|
| 協同労働促進事業 | 構成員が3人以上で協同労働の仕組みを活用した団体に対し、「協同労働」の仕組みを活用して地域課題解決に取り組むプロジェクトの立上げ等を支援 ※「協同労働」…働く意欲のある人々が集い、みんなで出資して経営に参画し、人と地域に役立つ仕事に取り組む働き方 【市ホームページ ページ番号：1017464】 | 広島市協同労働支援センター 554-4400 |
| 地域団体連携支援基金 事業費助成金 | 地区社会福祉協議会と各種地域団体(町内会・自治会等)が連携して行う地域課題の解決に向けた取組に対し、助成金を交付 ※令和6年4月1日から令和9年3月31日までに開始する取組が対象 (申請期間：(令和8年度)前年度の3月2日~該年度の12月28日) | 各区社会福祉協議会 中区 249-3114 東区 263-8443 南区 251-0525 西区 294-0104 安佐南区 831-5011 安佐北区 814-0811 安芸区 821-2501 佐伯区 921-3113 |
| 住民主体型生活支援訪問サービス | 要支援認定者等に対して日常の家事や外出等の手助け(住民主体型生活支援訪問サービス)を行う町内会等に運営費等の一部を補助 【市ホームページ ページ番号：1011599】 | 各区維持管理課 中区 504-2577 東区 568-7739 南区 250-8956 西区 532-0946 安佐南区 831-4948 安佐北区 819-3925 安芸区 821-4921 佐伯区 943-9737 |
| 街路灯設置補助事業 | 街路灯の設置費に補助金を交付 【市ホームページ ページ番号：1002518】 | 各区維持管理課 中区 504-2577 東区 568-7739 南区 250-8956 西区 532-0946 安佐南区 831-4948 安佐北区 819-3925 安芸区 821-4921 佐伯区 943-9737 |
| 街路灯維持補修費補助事業 | 街路灯の維持管理費に補助金を交付 【市ホームページ ページ番号：1002518】 | 各区維持管理課 中区 504-2577 東区 568-7739 南区 250-8956 西区 532-0946 安佐南区 831-4948 安佐北区 819-3925 安芸区 821-4921 佐伯区 943-9737 |
| 地域防犯カメラ設置補助制度 | 防犯活動の一環として設置する防犯カメラの設置費に補助金を交付 【市ホームページ ページ番号：1020493】 | 各区地域起こし推進課 中区 504-2820 東区 568-7704 南区 250-8935 西区 532-1023 安佐南区 831-4926 安佐北区 819-3905 安芸区 821-4905 佐伯区 943-9705 |
| 地域高齢者交流サロン 運営事業補助金 | 地域の高齢者を対象としたサロンを実施する団体に補助金を交付。 【市ホームページ ページ番号：1015403】 | 各区社会福祉協議会 中区 249-3114 東区 263-8443 南区 251-0525 西区 294-0104 安佐南区 831-5011 安佐北区 814-0811 安芸区 821-2501 佐伯区 921-3113 |

資料② 公民館のお問合せ先一覧

質問⑭(16ページ)に関する各公民館のお問合せ先

※ 令和8年4月現在。市外局番(082)

| 館名 | 所在地 | 電話番号 |
|--------|-----------------------|----------|
| 中央公民館 | 中区西白島町 24 番 36 号 | 221-5943 |
| 竹屋公民館 | 中区宝町 3 番 15 号 | 241-8003 |
| 吉島公民館 | 中区吉島西三丁目 2 番 10 号 | 246-4121 |
| 舟入公民館 | 中区舟入川口町 2 番 8 号 | 295-5003 |
| 二葉公民館 | 東区東蟹屋町 9 番 34 号 | 262-4430 |
| 福田公民館 | 東区福田四丁目 4152 番地の 1 | 899-2901 |
| 馬木公民館 | 東区馬木二丁目 565 番地の 4 | 899-3062 |
| 温品公民館 | 東区温品七丁目 8 番 19 号 | 289-0256 |
| 戸坂公民館 | 東区戸坂出江二丁目 10 番 26 号 | 229-3110 |
| 牛田公民館 | 東区牛田新町一丁目 8 番 3 号 | 227-0706 |
| 早稲田公民館 | 東区牛田東四丁目 19 番 1 号 | 502-1239 |
| 仁保公民館 | 南区仁保新町一丁目 8 番 6 号 | 281-1831 |
| 青崎公民館 | 南区青崎一丁目 12 番 7 号 | 281-3802 |
| 段原公民館 | 南区段原山崎二丁目 7 番 4 号 | 281-3792 |
| 大河公民館 | 南区北大河町 15 番 12 号 | 254-6731 |
| 楠那 公民館 | 南区楠那町 7 番 10 号 | 255-2187 |
| 宇品公民館 | 南区宇品御幸四丁目 1 番 2 号 | 253-2529 |
| 似島公民館 | 南区似島町字家下 752 番地の 74 | 259-1100 |
| 草津公民館 | 西区草津東二丁目 20 番 7 号 | 271-2576 |
| 三篠公民館 | 西区打越町 10 番 23 号 | 237-3077 |
| 観音公民館 | 西区観音本町二丁目 1 番 77 号 | 233-2603 |
| 南観音公民館 | 西区観音新町二丁目 16 番 46 号 | 293-1220 |
| 己斐上公民館 | 西区己斐上四丁目 2 番 55 号 | 274-7814 |
| 己斐公民館 | 西区己斐中一丁目 15 番 3 号 | 273-1765 |
| 古田公民館 | 西区古江西町 19 番 15 号 | 272-9001 |
| 鈴が峰公民館 | 西区鈴が峰町 44 番 1 号 | 278-7599 |
| 井口公民館 | 西区井口鈴が台二丁目 14 番 8 号 | 277-9258 |
| 古市公民館 | 安佐南区古市三丁目 24 番 8 号 | 877-2677 |
| 佐東公民館 | 安佐南区緑井六丁目 29 番 25 号 | 877-5200 |
| 東野公民館 | 安佐南区東野二丁目 22 番 7 号 | 876-1146 |
| 安東公民館 | 安佐南区安東二丁目 16 番 42 号 | 878-7683 |
| 安公民館 | 安佐南区上安二丁目 2 番 46 号 | 872-4495 |
| 祇園公民館 | 安佐南区西原一丁目 13 番 26 号 | 874-5181 |
| 祇園西公民館 | 安佐南区長束六丁目 10 番 28 号 | 875-1760 |
| 沼田公民館 | 安佐南区伴東七丁目 64 番 8 号 | 848-0242 |
| 大塚公民館 | 安佐南区大塚西六丁目 3 番 2 号 | 849-1841 |
| 戸山公民館 | 安佐南区沼田町大字阿戸 269 番地の 3 | 839-3320 |

| 館名 | 所在地 | 電話番号 |
|----------|------------------------|--------------|
| 可部公民館 | 安佐北区可部三丁目 19 番 22 号 | 814-4031 |
| 白木公民館 | 安佐北区白木町大字秋山 2391 番地の 4 | 828-0753 |
| 高陽公民館 | 安佐北区深川五丁目 13 番 12 号 | 842-1125 |
| 真亀公民館 | 安佐北区真亀一丁目 3 番 27 号 | 842-8223 |
| 倉掛公民館 | 安佐北区倉掛一丁目 12 番 1 号 | 845-1710 |
| 口田公民館 | 安佐北区口田四丁目 9 番 19 号 | 842-7744 |
| 三入公民館 | 安佐北区三入五丁目 15 番 9 号 | 818-1418 |
| 亀山公民館 | 安佐北区亀山南三丁目 16 番 16 号 | 815-1830 |
| 安佐公民館 | 安佐北区安佐町大字飯室 3455 番地の 1 | 835-0111 |
| 日浦公民館 | 安佐北区あさひが丘三丁目 23 番 13 号 | 838-3220 |
| 船越公民館 | 安芸区船越五丁目 22 番 23 号 | 823-4261 |
| 日浦公民館 | 安佐北区あさひが丘三丁目 23 番 13 号 | 838-3220 |
| 船越公民館 | 安芸区船越五丁目 22 番 23 号 | 823-4261 |
| 瀬野公民館 | 安芸区瀬野一丁目 29 番 21 号 | 894-8006 |
| 中野公民館 | 安芸区中野三丁目 20 番 9 号 | 893-1234 |
| 阿戸公民館 | 安芸区阿戸町 6166 番地 | 820-8222 |
| 矢野公民館 | 安芸区矢野西五丁目 24 番 2 号 | 888-0044 |
| 五日市公民館 | 佐伯区新宮苑 11 番 14 号 | 922-8333 |
| 湯来西公民館 | 佐伯区湯来町大字多田 2712 番地 | 0829-85-0087 |
| 湯来南公民館 | 佐伯区湯来町大字伏谷 13 番地の 1 | 0829-86-0607 |
| 石内公民館 | 佐伯区五日市町大字石内 3289 番地の 1 | 941-0120 |
| 河内公民館 | 佐伯区五日市町大字上河内 537 番地 | 928-0219 |
| 皆賀公民館 | 佐伯区五日市町大字昭和台 34 番地の 2 | 922-6656 |
| 五月が丘公民館 | 佐伯区五月が丘五丁目 3 番 33 号 | 941-2121 |
| 藤の木公民館 | 佐伯区藤の木二丁目 27 番 7 号 | 927-2496 |
| 彩が丘公民館 | 佐伯区河内南一丁目 21 番 6 号 | 927-8338 |
| 美鈴が丘公民館 | 佐伯区美鈴が丘南三丁目 1 番 9 号 | 927-1727 |
| 利松公民館 | 佐伯区利松一丁目 18 番 15 号 | 928-8687 |
| 八幡東公民館 | 佐伯区八幡東二丁目 6 番 19 号 | 927-4543 |
| 八幡公民館 | 佐伯区八幡三丁目 23 番 22 号 | 928-0207 |
| 観音台公民館 | 佐伯区観音台三丁目 16 番 5 号 | 921-4762 |
| 坪井公民館 | 佐伯区坪井一丁目 32 番 10 号 | 921-0812 |
| 五日市中央公民館 | 佐伯区五日市中央四丁目 8 番 20 号 | 921-8070 |
| 吉見園公民館 | 佐伯区吉見園 13 番 1 号 | 923-3880 |
| 楽々園公民館 | 佐伯区楽々園五丁目 8 番 32 号 | 921-1404 |
| 美隅公民館 | 佐伯区美の里二丁目 1 番 25 号 | 923-0622 |

資料③ 会則（規約）について

会則は、運営や活動の基本となる決まりです。団体の目的や活動内容などを定め、団体はこの会則に基づいて運営や活動を行います。団体の決まりを、会則として目に見える形にしておくことは重要です。

また、会則を変えるときは、その内容についてよく話し合うことが重要です。

| | |
|--|---|
| <p>① 会則の構成と定めておきたい事柄</p> <p>A) 名称及び事務局(所)の所在地</p> <p>B) 会員 会員を世帯単位^{※1※2}とするか、個人単位とするか、あるいは団体単位^{※3}とするかについて決めます。</p> <p>C) 目的・事業 団体の目的・事業を具体的に記載します。</p> <p>D) 役員 役員の種類や職務、人数、任期、選出方法を決めます。</p> <p>E) 会議 総会や役員会などで話し合う事柄や意思決定の方法などを決めます。</p> <p>F) 財源 活動の財源について記載します。会費の額と集金方法も決めておくとよいでしょう。</p> <p>G) 会計 会計年度・会計報告・会計監査について記載します。収支計算書や財産目録など、どのような種類の決算報告書を作成するかを定め、会計監査と総会の承認を受ける旨を記載します。^{※4}</p> <p>H) 細則を定める根拠 会則に基づいてさらに詳細な細則を定める場合は、その根拠となる条項を置きます。^{※5}</p> <p>I) 附則 会則の施行日は附則に記載します。</p> <p>② 会則の例 <u>次ページから、上記の事項を踏まえた会則の例を記載します。</u> 会則は団体の実情に応じて決めるものですから、これは一例です。</p> | <p>※1 法人格を持つ地縁団体(認可地縁団体)は、世帯を構成員とすることはできません。</p> <p>※2 世帯単位とする場合、二世帯同居などの取扱いについても決めておきましょう。 会員の単位は、役員選出や会費集金に関わるので、不公平な取扱いにならないよう細則等に明記する必要があります。</p> <p>※3 法人格を持つ地縁団体は、団体を構成員とすることはできません。</p> <p>※4 備え付ける帳簿やお金の管理方法について定める例もあります。</p> <p>※5 会則は大まかなものなので、事務のやり方や役員を選挙方法、個別の事業などについては、会則の下に細則を作って決めるのが分かりやすいでしょう。</p> |
|--|---|

●会則（規約）の例

〇〇会会則

第1章 総則

(名称及び事務局)

第1条 本会は、〇〇会（以下「本会」という。）と称し、事務局を〇〇に置く。

(会員)

第2条 本会の会員は、〇〇市△△〇〇丁目から××丁目までの区域内に常住する住民をもって組織し、加入単位は〇〇とする。

(目的)

第3条 本会は、会員相互の扶助並びに福利の増進を図るとともに、行政機関との協働により、自らの意思に基づいて地域社会の向上に努めることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の扶助・親睦に関する事
- (2) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- (3) 美化・清掃等区域内の環境の整備
- (4) 集会施設の維持管理
- (○)
- (○)

⋮
⋮
⋮

第2章 役員

(役員の種類)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 〇名
- (○) 〇名
- (○) 〇名
- (○) 会計 〇名
- (○) 監事 〇名

2 前項の役員は総会において選出する。

(役員職務)

第6条 会長は、会を代表して会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときの職務を代理する。

- 〇〇は、.....。
- ⋮
- ⋮

○ 会計は、会の会計事務を処理する。

○ 監事は、次の職務を行う。

- (1) 会の会計事務を監査すること。
- (2) 会計事務について不正の事実を発見したときに総会に報告すること。また、これを報告するため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

(役員任期)

第7条 役員任期は〇年とする。(ただし、再任を妨げない。)

(2 補欠により選出された役員は、前任者の残任期間とする。)

第3章 総会

(総会の種別)

第8条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

2 定期総会は、毎年〇月に開催する。

3 臨時総会は、会長が必要と認めるとき、全会員の〇分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに招集することができる。

(総会の招集)

第9条 総会は会長が招集する。

2 総会を招集するときは、会員に対し、会議の目的及びその内容並びに日時及び場所を示して開会の〇日前までに通知しなければならない。

(総会の審議)

第10条 総会は、会長が議長となり、次に掲げる事項を審議し、議決する。

- (1) 事業計画、事業報告に関する事項
- (2) 予算、決算に関する事項
- (3) 役員を選任及び解任に関する事項
- (4) 会則等の改正に関する事項
- (○)

⋮
⋮

(○) その他の重要事項

(総会の定足数)

第 11 条 総会は、会員の過半数の出席がなければ開くことができない。(ただし、委任状を提出した会員は、出席者とみなすものとする。)

(総会の議決)

第 12 条 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。

(総会の議事録)

第 13 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在数及び出席者数(委任状を提出した会員も含む。)
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の専任に関する事項

2 議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人〇名以上の署名押印をしなければならない。

第 4 章 役員会

(役員会の構成)

第 14 条 会の中に役員会を置く。

2 役員会は、第 6 条で定める役員(ただし、監事を除く。)をもって構成する。

(役員会の招集)

第 15 条 役員会は、必要に応じ会長が招集する。

(役員会の審議事項)

第 16 条 役員会は、会長が議長となり、次に掲げる事項を審議し、議決する。

- (1) 総会に付すべき事項
- (2) 総会において議決された事項の執行に関する事項
- (○)
- ：
- ：
- ：
- (○) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第 5 章 会計

(経費)

第 17 条 会の経費は、会費、〇〇市〇〇補助金及びその他の収入をもってこれにあてる。

(会費)

第 18 条 会員は、年額〇円(月額〇円)を会費として本会が指定する方法により納入するものとする。

- 2 入会の場合は、.....からの会費を徴収する。
- 3 退会の場合は、.....までの会費を徴収する。(過納金があるときは、本人の申し出により返金することとする。ただし、申し出期間は.....までとする。)
- 4 役員会の認定により、減額又は猶予することができる。

(事業年度及び会計年度)

第 19 条 会の事業年度及び会計年度は、毎年〇月〇日に始まり、翌年〇月〇日に終わる。

(会計監査)

第 20 条 会計の監査は随時これを行うことができる。

(会計報告)

第 21 条 収支計算書と財産目録を作成し、これを年 1 回総会で報告して承認を得る。

(委任)

第 22 条 この会則に定めるもののほか必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

この会則は、令和〇〇年〇月〇日から施行する。

| | |
|---------|---|
| 名 称 | 町内会・自治会お役立ち情報 |
| 主 管 課 | 広島市 市民局 市民活動推進課 〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 電話 082-504-2131 |
| 発 行 年 月 | 令和8年(2026年) 4月 |